

## 千葉県外国人児童生徒指導協力員取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市立小中学校において外国人児童生徒指導協力員派遣事業に従事する外国人児童生徒指導協力員（以下「指導協力員」という。）を委嘱するための取扱いに関し必要な事項を定める。

### (指導協力員の委嘱)

第2条 指導協力員は、次の各号のいずれにも該当する者で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当しない者のうちから、適格者を教育委員会が委嘱し、千葉市立各小中学校に勤務することを命じる。

- (1) 日本語指導が必要な児童生徒に対する学校生活への適応指導、学習指導に必要な能力がある人材の内、本事業の主旨を理解し、積極的に取り組む意欲のある者。
- (2) 学校教育に携わるのに必要な熱意と識見を有している者。

### (委嘱の期間)

第3条 指導協力員の委嘱期間は原則として4月1日から翌年3月31日の1年とする。

### (勤務日及び勤務時間の割り振り)

第4条 指導協力員の勤務は、1週間あたり5日（29時間）、または2日（12時間）とする。

- 2 2日勤務者において、勤務日を振り替える場合は教育委員会と協議する。
- 3 原則として、1日あたり2校の訪問をする。ただし、訪問予定がないときは指導課勤務とする。

### (服務)

第5条 指導協力員は、職務の遂行にあたっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。

- 2 指導協力員は、職務の遂行にあたっては、法令、条例、規則及びこの要綱に定めるもののほか、上司の命令に忠実に従わなければならない。
- 3 指導協力員は、その職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 指導協力員は、上司の許可があった場合を除くほか、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (報酬の額)

第6条 指導協力員の報酬は、別に定める。

### (勤務状況報告書)

第7条 訪問を受けた学校の校長は、勤務状況報告書を各学期の指定日までに教育委員会へ提出する。

(報酬の支払方法)

第8条 指導協力員の報酬の計算期間は、月の初日から末日までとする。

2 報酬の支給日は翌月の21日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日、月曜日又は土曜日にあたる時は、日前において、その日に最も近い休日、日曜日、月曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

3 前項の規定により難い場合においては、前項の支給日を変更することができる。

(解嘱)

第9条 教育委員会は、指導協力員が次の各号の一に該当するときは、これを解嘱することができる。この場合において、教育委員会は指導協力員に対し解嘱状を交付するものとする。

(1) 指導協力員が退職を申し出たとき。

(2) 指導協力員の需要が無くなったとき。

(3) 勤務実績が良くないとき。

(4) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(5) 前3号に定めるもののほか、その職に必要な適格性を欠くと認められるとき。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、指導協力員の取扱いに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は平成2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

[関連書式]

第1号様式 委嘱状

第2号様式 解嘱状

第3号様式 勤務条件通知書

第4号様式 勤務状況報告書